

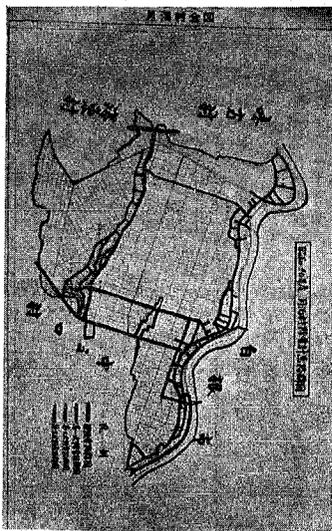
一、道路の除雪  
 方針、除雪の状況を判断し、除雪を行。冬期間の道路交通の確保を図る。除雪機の出動は、概ね除積雪量が第一次、第二次路線は十五cm以上、第三次路線は二十五cm以上となる見込みの場合行なう。  
 (一)、県道(月潟、西川線、糸郷屋、白根線(但し糸郷屋、東長島迄を除く)、新津、茨曾根、燕線は県で除雪する。  
 (二)、村道及び(一)以外の県道、又は村道以外の除雪は次の路線とする  
 一、第一次路線  
 村道(県道)……東部用水路全線(堀金一郎前、大久脇中道路、月潟停車場及及び置場橋迄、埋立小路、役場小路、寺小路、トミヤ脇道路、農協脇、登石善八脇、落田八五郎脇、新道、老人憩の家迄、中学校道路、釣寄、釣寄新、木滑角田金左門脇道路迄、ダホ小路(県道)、野内長生脇迄)、野内庄松、高木市、木滑公会堂、児玉忠七、木滑倉庫、木滑公会堂、児玉忠七、どん脇道路  
 村道以外……役場前駐車場、星野物産駐車場、保育場道路、憩の家駐車場、東小中学校玄関口及び給食センター道路  
 ロ、第二次路線  
 村道(県道)……針ヶ曾根降路、小武内吉太郎裏、月潟尾石油店脇及び田中石油店脇迄、月潟本間大工脇道路、笠原勇脇道路、付合光夫前道路、上曲通地内道路、下曲通地内道路、曲停車場線、下曲通パイロット3路線、糸郷屋、白根線のうち糸郷屋、東長島迄、高木耕作脇より西川用水路迄、ダホ小

路(曾山清幹、長沼清松迄)、野田正作脇、角田金左門裏から木滑下神社裏迄、釣寄、釣寄新西川用水路沿い道路、保育所脇、西置場地内道路、後藤作一脇、西川用水路迄、大橋慶治脇道路  
 村道以外……上曲通共済組合両脇道路  
 二、第三次路線  
 村道……伊藤高治裏道路から中間用水路沿い針ヶ曾根道路迄、梵行寺脇道路、東部用水路から藤村良平前迄、木滑上曲通連絡道路、木滑、西置場連絡道路(畜産団地迄)、月潟火葬場小路、第一分団二部ボンプ置場、中学校道路、  
 村道以外……大別当神社下道路、深沢幸雄脇、月潟宮小路、西置場落田八五郎、集会所脇道路迄、林勝湖脇、東部用水路、野沢重衛脇道路、野沢倅次郎前、原三代吉迄、田辺正一脇より堤防迄、桜井建材、関本武夫迄、曲通公民館広場の一部、「野沢正平」神社迄、北助蔵脇、置場の下道迄、斉藤政雄脇、堤防下道迄、「」は機械可能な範囲内で行う。  
 二、防火用水の確保対策  
 (一)、東部用水路は防火用水確保のため常時通水する。(村で措置する。)

### 降雪期に備え 除雪計画成る。

東部用水路には雪捨てはしないこと。(関係総代は部落民に周知する。)  
 (一)、除雪すると道路の両側に雪の壁が出来るので、所々に取水口を東部用水路、五ヶ江用水路、西側用水路に設ける。(消防団、総代で行う。)  
 (二)、消火栓、防火水槽は取水可能な状態としておく。(消防団)  
 (三)、交通安全対策と除雪車のスムーズな運行確保対策  
 (一)、駐車禁止区域……期間十二月一日、三月三十一日、県公安委員会告示  
 (二)、夜間駐車禁止、産業道路は、竹内久平作業場前、老人憩の家前迄の西側、東部用水路は農協から阿部成一裏迄の東側、  
 (三)、車の待避所  
 除雪路線は、所々に車の待避所を設ける。  
 (四)、除雪路線道路の駐車禁止  
 除雪路線道路には、長時間駐車(特に夜間駐車)を禁止する。  
 (五)、商工業者の車は、特に夜間確実に車庫に入れるよう指導する。  
 (六)、商工会、交通安全協会  
 (四)、その他の対策  
 (一)、除雪道路線上に、物品を常時放置しているものがあるが撤去する。(総代)  
 (二)、除雪道路線上の立木の枝が、出ているところは伐採すること。  
 (三)、(総代)  
 (一)、除雪路線上のガス管は、五m以上の高さとする。(総代)  
 (二)、除雪路線上のガス管は、五m以上の高さとする。(総代)  
 (三)、除雪車運転時には、歩行者は充分注意すること。  
 (四)、除雪に対する苦情等の措置  
 (一)、除雪に対する苦情、要望等は総代を通じて建設企業課へ申し

月潟村除雪計画図



路(曾山清幹、長沼清松迄)、野田正作脇、角田金左門裏から木滑下神社裏迄、釣寄、釣寄新西川用水路沿い道路、保育所脇、西置場地内道路、後藤作一脇、西川用水路迄、大橋慶治脇道路  
 村道以外……上曲通共済組合両脇道路  
 二、第三次路線  
 村道……伊藤高治裏道路から中間用水路沿い針ヶ曾根道路迄、梵行寺脇道路、東部用水路から藤村良平前迄、木滑上曲通連絡道路、木滑、西置場連絡道路(畜産団地迄)、月潟火葬場小路、第一分団二部ボンプ置場、中学校道路、  
 村道以外……大別当神社下道路、深沢幸雄脇、月潟宮小路、西置場落田八五郎、集会所脇道路迄、林勝湖脇、東部用水路、野沢重衛脇道路、野沢倅次郎前、原三代吉迄、田辺正一脇より堤防迄、桜井建材、関本武夫迄、曲通公民館広場の一部、「野沢正平」神社迄、北助蔵脇、置場の下道迄、斉藤政雄脇、堤防下道迄、「」は機械可能な範囲内で行う。  
 二、防火用水の確保対策  
 (一)、東部用水路は防火用水確保のため常時通水する。(村で措置する。)

(一)、除雪機の出動は、概ね除積雪量が第一次、第二次路線は十五cm以上、第三次路線は二十五cm以上となる見込みの場合行なう。  
 (一)、県道(月潟、西川線、糸郷屋、白根線(但し糸郷屋、東長島迄を除く)、新津、茨曾根、燕線は県で除雪する。  
 (二)、村道及び(一)以外の県道、又は村道以外の除雪は次の路線とする  
 一、第一次路線  
 村道(県道)……東部用水路全線(堀金一郎前、大久脇中道路、月潟停車場及及び置場橋迄、埋立小路、役場小路、寺小路、トミヤ脇道路、農協脇、登石善八脇、落田八五郎脇、新道、老人憩の家迄、中学校道路、釣寄、釣寄新、木滑角田金左門脇道路迄、ダホ小路(県道)、野内長生脇迄)、野内庄松、高木市、木滑公会堂、児玉忠七、木滑倉庫、木滑公会堂、児玉忠七、どん脇道路  
 村道以外……役場前駐車場、星野物産駐車場、保育場道路、憩の家駐車場、東小中学校玄関口及び給食センター道路  
 ロ、第二次路線  
 村道(県道)……針ヶ曾根降路、小武内吉太郎裏、月潟尾石油店脇及び田中石油店脇迄、月潟本間大工脇道路、笠原勇脇道路、付合光夫前道路、上曲通地内道路、下曲通地内道路、曲停車場線、下曲通パイロット3路線、糸郷屋、白根線のうち糸郷屋、東長島迄、高木耕作脇より西川用水路迄、ダホ小



## 昭和49年度に実施したおもな事業

|                    |          |
|--------------------|----------|
| 釣寄舗装工事             | 1,440千円  |
| 村道27号線舗装工事         | 1,367千円  |
| 村道33,34号線改良工事      | 2,430千円  |
| 大別当地内舗装工事          | 1,440千円  |
| 月潟宅地排水(第1号)工事      | 4,960千円  |
| 中学校道路拡幅工事          | 3,250千円  |
| 村道6号線改良工事          | 4,320千円  |
| 村道12号線改良工事         | 7,170千円  |
| 村道17号線改良工事         | 8,807千円  |
| 上曲通地内宅地排水工事        | 2,570千円  |
| かんがい排水工事           | 15,752千円 |
| 落葉果樹生産振興特別対策事業     | 9,102千円  |
| 保育園入口敷地舗装工事        | 850千円    |
| 東小、中学校残水処理工事       | 273千円    |
| 中学校教務室拡巾工事         | 2,130千円  |
| 下曲地区果樹病害虫共同防除用水道工事 | 302千円    |

